

**消防局からのお知らせ！**

**定期点検を適正に実施しましょう！！**

１．定期点検とは？

危険物施設からの火災・漏えい事故は、平成６年頃を境に全国的に増加傾向に転じ、近年も高い水準で推移しております。また、その原因については、火災では管理・確認不十分等の人的要因が、漏えいでは腐食劣化等の物的要因によるものが多くなっております。

これら危険物施設において発生する火災、漏えいなどの事故は、人命や財産に大きな被害を及ぼすばかりでなく、環境汚染など周囲に多大な影響を与えることになります。施設の異常を早期に発見し、被害を最小限に留めるためには、日常点検はもちろん、「定期点検」を適正に実施することが重要です。

消防法では、一定の規模の施設に「定期点検」が義務付けられています。

２．定期点検が必要な施設等について

消防法第14条の3の2では、定期点検の必要な施設の所有者等は、その施設を定期に点検し、点検記録を作成し、一定期間これを保存することを義務付けております。これに反し、点検を実施せず、虚偽の点検記録を作成し又は点検記録を保存しなかった場合には、罰則が適用されることもあります。点検が必要となる施設は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設区分 | 条件 |
| 製造所 | 指定数量の倍数が10以上 |
| 地下タンクを有するもの |
| 屋外貯蔵所 | 指定数量の倍数が100以上 |
| 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数が150以上 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 指定数量の倍数が200以上 |
| 地下タンク貯蔵所 | すべての施設 |
| 移動タンク貯蔵所 | すべての施設 |
| 給油取扱所 | 地下タンクを有するもの |
| 移送取扱所 | すべての施設 |
| 一般取扱所 | 指定数量の倍数が10以上 |
| 地下タンクを有するもの |
| * https://www.zenkikyo.or.jp/toriatukai/images/gasorin_s.gif次の対象物は除きます。
	+ https://www.zenkikyo.or.jp/text/images/genba_s.gif鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定め

ている製造所等* + 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程

を定めている製造所等* + 移送取扱所のうち、配管の延長が15ｋｍを超えるもの及び

配管に係る最大常用圧力が0.95Mpa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの* + 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の

第4類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く。） |

３．定期点検記録表

総務省消防庁からの通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3 年5 月28 日付け消防危第48 号消防庁危険物規制課長通知）で示されています。

※　 屋内（外）消火栓設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、パッケージ型泡消火設備、固定式泡消火設備及び電気防食施工施設の各定期点検は、製造所等の定期点検と併せて実施し、定期点検記録表も一緒に保管してください。

※下記のサイトより点検記録表をダウンロードできます。

３．点検記録表

財団法人 全国危険物安全協会[（https://www.zenkikyo.or.jp/system/records/）](https://www.zenkikyo.or.jp/system/records/)

|  |  |
| --- | --- |
| 点検すべき内容 | 位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているか否かについて実施（※1） |
| 点検を実施することができる者 | ・危険物取扱者・危険物施設保安員・危険物取扱者（甲種又は乙種）の立会いを受けた者※ただし、地下貯蔵タンク、地下埋設配管、移動タンク貯蔵所の漏れの有無等を確認する点検については、規則第62条の6により「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」が実施しなければなりません。 |
| 点検の実施時期 | 1年に1回以上○　ただし、以下についてはこの限りではありません。①　1,000kℓ以上10,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・・13年に1回以上②　移動タンク貯蔵所の構造（水圧試験に係る部分に限る）の点検・・・・ 5年に1回以上 （屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所の他の部分については原則どおりです。）また、地下貯蔵タンク、地下埋設配管の漏れの点検は、設置後15年以内のもの及び必要な措置を講じたものについては、3年に1回以上となります。 |
| 点検記録の記載事項 | ・点検を実施した製造所の名称・点検の方法及び結果・点検年月日・点検を行った危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立ち会った危険物取扱者の氏名 |
|  点検記録の保存期間（※1）具体的には、総務省消防庁から「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月28日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知）により、施設区分ごとに定期点検が示されており、この点検記録表の項目について点検します。 | ①　1,000kℓ以上10,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・・・・・・・原則26年②　移動貯蔵タンクの漏れに関する点検記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10年 ③　上記以外の点検記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年 |

４．具体的な実施項目

５．特定の施設に定められている点検項目

災害発生防止等の観点から、定期点検記録表の項目を補完する点検を実施しなければならない施設があります。該当する施設は、一定の屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク（地下埋設配管）を有する施設です。

また、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管を有する施設においては、地下埋設箇所に腐食劣化による穴が生じ、危険物が流出する事故が多く発生しています。地下埋設箇所は、目視では発見することができないため、「漏れの点検」の実施が定められています。　⇒　「漏れの点検」については、「漏れの点検」のリーフレットをご確認ください。

６．定期点検で異常が発見された場合は？

定期点検で異常が発見された場合、又は技術上の基準に適合しない状態が判明した場合は、速やかに改修を行う必要があります。変更工事の内容によって、工事前に変更許可申請や軽微な変更届出が必要となる場合がありますので、事前に施設を管轄する消防署指導課にて確認してください。



事故の未然防止や異状の早期発見には、定期点検（法定点検）のみならず、日常点検（自主点検）を行うことが有効です。設備機器の不具合の中でも、特に腐食劣化による危険物の漏えい事故が多く発生しております。よって、始業時、終業時等には、設備機器点検や危険物の在庫管理を実施し、事故の未然防止に努めましょう！！





確認手順１：「完成検査済証」と「構造設備明細書」を準備します。

確認手順２：①　設置年数の確認 → 完成検査済証の「交付年月日」に基づいて経過年数を算出します。

②　塗覆装の確認 → 構造設備明細書の「タンク外面保護」の欄で確認します。

③　設計板厚の確認 → 構造設備明細書の「材質・板厚」の欄で確認します。

確認手順３：「確認手順２」の確認結果をもとに、裏面のチェック表のどこに該当するかを確認します。

【自主チェック確認欄】

経過年数：　　　　　　　年　　　　 塗覆装の種類：　　　　　　　　　　　　　　　　設計板厚：　　　　　　　　　　　　　　　ｍｍ

**Check!**

３．流出事故防止対策を要するタンクに該当するかの確認

※タンクの腐食により生じたピンホール

お問合せ先

詳細については、施設を管轄する消防署（括弧内が管轄）へお問合せください。

〇 熊本市消防局予防部指導課　　℡０９６－３６３－７１７３ 〇 熊本市南消防署（南区）　 ℡０９６－２１２－０３０３

〇 熊本市中央消防署（中央区※１）　 ℡０９６－３６４－２８９４ 　　 〇 熊本市北消防署（北区） ℡０９６－３２７－２０２０

〇 熊本市東消防署（東区）　 ℡０９６－３６７－６３１５　 　〇 熊本市益城西原消防署（益城町・西原村） ℡０９６－２８６－２２９８

〇 熊本市西消防署（西区・中央区※２）℡０９６－３５３－５０２８ ※１中央区（西消防署の管轄を除く。）　※２西区、中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）



検索

熊本市消防局＿